

履歴事項全部証明書

茨城県土浦市富士崎一丁目16番2号
株式会社ジョイフル本田

会社法人等番号	0500-01-009303	
商 号	<u>株式会社ジョイフルカンパニー</u>	平成13年 1月 1日変更
	株式会社ジョイフル本田	平成23年 6月21日変更 平成23年 6月22日登記
本 店	茨城県土浦市富士崎一丁目16番1号	平成13年 1月 4日移転
	茨城県土浦市富士崎一丁目16番2号	平成23年 6月21日移転 平成23年 6月22日登記
電子提供措置に関する規定	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。	令和4年 9月 1日設定 令和4年 9月30日登記
公告をする方法	電子公告とする。 <u>http://www.joyfulhonda.com/</u> ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成26年 2月21日変更 平成26年 2月25日登記
	電子公告とする。 <u>https://www.joyfulhonda.co.jp/</u> ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	令和6年 9月19日変更 令和6年 10月 1日登記
会社成立の年月日	昭和50年12月15日	
目的	1. 機械工具、什器備品、家庭用雑貨の小売、卸売。 2. 農業用器材、園芸用品の小売、卸売。 3. 自動車用品の小売、卸売。 4. 住宅設備、建築用器材の小売、卸売。 5. 不動産の売買、仲介斡旋、管理、賃貸。 6. 建物の建築、設計、施工。 7. 宅地の造成、分譲。 8. 建売住宅の建築、販売。 9. 家庭用医薬品及び、工業用薬品の小売。	

茨城県土浦市富士崎一丁目16番2号
株式会社ジョイフル本田

	<p>10. 動物、動物用品及び、動物用医薬品の小売。 11. 家具、建具及び、寝具用品の小売、卸売。 12. 植木、苗木、草花、種子の生産及び小売、卸売。 13. 造園の設計、施工。 14. 郵便切手及び、印紙等の売り捌き。 15. 金属製品及び、木製品等の製造、加工。 16. 自転車及び自転車部品等の修理、販売。 17. 介護用品及びリハビリテーション用機器の小売、卸売。 18. 重油、軽油、ガソリン、灯油等石油製品の小売、卸売。 19. 和洋食堂、飲食店、レストラン、ドライブインの経営。 20. スポーツセンター経営及び、スポーツセンター経営コンサルタント業。 21. コンピューター用ソフトウェアの開発請負業務及び、機器小売業務。 22. サウナ風呂経営。 23. 学習塾、文化教室の経営。 24. クレジット、キャッシングサービス業務。 25. 旅行代理店業務。 26. 食料品及び、衣料品の小売、卸売。 27. 損害保険代理業。 28. 生命保険の募集に関する業務。 29. 有価証券の売買。 30. 有価証券の保有、運用。 31. 有価証券の投資。 32. 建物の警備及び駐車場の警備、整理業務。 33. 建物の清掃管理業務。 34. 介護保険法に基づく各種サービス事業。 35. 酒類の製造及び小売、卸売。 36. 眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器及びその附属品の加工、販売業務。 37. 自動車の車検、修理、洗車及び板金、塗装に関する業務。 38. 薬局の経営。 39. コインランドリーの経営。 40. ペット美容及び、ペットホテルの経営。 41. 通信販売業務。 42. 建設機械荷役車両の特定自主検査業務。 43. 自動車及びその部品、関連資材の販売、賃貸、修理。 44. 古物の売買。 45. 前各号に付帯する一切の事業。</p>	平成28年 9月16日変更 平成28年 9月27日登記
単元株式数	100株	平成26年 2月21日設定 平成26年 2月25日登記
発行可能株式総数	4億株	平成30年 6月21日変更 平成30年 6月21日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>7334万8911株</u>	令和3年 8月20日変更 令和3年 8月30日登記

茨城県土浦市富士崎一丁目16番2号
株式会社ジョイフル本田

	発行済株式の総数 <u>7001万871株</u>	令和 4年 5月20日変更 令和 4年 5月27日登記
	発行済株式の総数 <u>6858万4671株</u>	令和 5年 5月19日変更 令和 5年 5月26日登記
	発行済株式の総数 <u>6541万2971株</u>	令和 6年 5月20日変更 令和 6年 5月24日登記
資本金の額	金120億円	平成22年 5月 1日変更 平成22年 5月10日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社本店	令和 3年11月22日変更 令和 3年11月22日登記
役員に関する事項	取締役 <u>平山 育夫</u>	令和 3年 9月16日重任 令和 3年 9月28日登記
	取締役 <u>平山 育夫</u>	令和 4年 9月16日重任 令和 4年 9月30日登記
	取締役 <u>平山 育夫</u>	令和 5年 9月19日重任 令和 5年10月 2日登記
	取締役 <u>平山 育夫</u>	令和 6年 9月19日重任 令和 6年10月 1日登記
	取締役 <u>細谷 武俊</u>	令和 3年 9月16日重任 令和 3年 9月28日登記
	取締役 <u>細谷 武俊</u>	令和 4年 9月16日重任 令和 4年 9月30日登記
		令和 5年 9月19日退任 令和 5年10月 2日登記

茨城県土浦市富士崎一丁目16番2号
株式会社ジョイフル本田

取締役	<u>本</u> 田 理	令和 3年 9月16日重任
取締役	<u>本</u> 田 理	令和 3年 9月28日登記
取締役	<u>本</u> 田 理	令和 4年 9月16日重任
取締役	<u>本</u> 田 理	令和 4年 9月30日登記
取締役	<u>本</u> 田 理	令和 5年 9月19日重任
取締役	<u>本</u> 田 理	令和 5年10月 2日登記
取締役	<u>本</u> 田 理	令和 6年 9月19日重任
取締役	<u>本</u> 田 理	令和 6年10月 1日登記
取締役	<u>釤</u> 崎 広 光	令和 3年 9月16日重任
取締役	<u>釤</u> 崎 広 光	令和 3年 9月28日登記
取締役	<u>釤</u> 崎 広 光	令和 4年 9月16日重任
取締役	<u>釤</u> 崎 広 光	令和 4年 9月30日登記
取締役	<u>釤</u> 崎 広 光	令和 5年 9月19日重任
取締役	<u>釤</u> 崎 広 光	令和 5年10月 2日登記
取締役	<u>釤</u> 崎 広 光	令和 6年 9月19日重任
取締役	<u>釤</u> 崎 広 光	令和 6年10月 1日登記
取締役	<u>小</u> 林 美 紀	令和 3年 9月16日重任
取締役	<u>小</u> 林 美 紀	令和 3年 9月28日登記
取締役	<u>小</u> 林 美 紀	令和 4年 9月16日重任
取締役	<u>小</u> 林 美 紀	令和 4年 9月30日登記
取締役	<u>小</u> 林 美 紀	令和 5年 9月19日重任
取締役	<u>小</u> 林 美 紀	令和 5年10月 2日登記
取締役	<u>小</u> 林 美 紀	令和 6年 9月19日重任
取締役	<u>小</u> 林 美 紀	令和 6年10月 1日登記

茨城県土浦市富士崎一丁目16番2号
株式会社ジョイフル本田

	取締役 <u>戸倉圭太</u>	令和3年 9月16日重任
		令和3年 9月28日登記
	取締役 <u>戸倉圭太</u>	令和4年 9月16日重任
		令和4年 9月30日登記
	取締役 <u>戸倉圭太</u>	令和5年 9月19日重任
		令和5年10月 2日登記
	取締役 <u>戸倉圭太</u>	令和6年 9月19日重任
		令和6年10月 1日登記
	横浜市青葉区美しが丘西二丁目8番地5 代表取締役 <u>細谷武俊</u>	令和3年 9月16日重任
		令和3年 9月28日登記
	横浜市青葉区美しが丘西二丁目8番地5 代表取締役 <u>細谷武俊</u>	令和4年 9月16日重任
		令和4年 9月30日登記
		令和5年 6月20日辞任
		令和5年 6月21日登記
	茨城県小美玉市田木谷1041番地46 代表取締役 <u>平山育夫</u>	令和5年 6月21日就任
		令和5年 6月21日登記
	茨城県小美玉市田木谷1041番地46 代表取締役 <u>平山育夫</u>	令和5年 9月19日重任
		令和5年10月 2日登記
	茨城県小美玉市田木谷1041番地16 代表取締役 <u>平山育夫</u>	令和6年 9月19日重任
		令和6年10月 1日登記
	監査役 <u>広瀬史乃</u> (社外監査役)	令和3年 9月16日重任
		令和3年 9月28日登記
	監査役 <u>岡田周悟</u> (社外監査役)	令和3年 9月16日重任
		令和3年 9月28日登記
	監査役 <u>小田切弓子</u> (社外監査役)	令和3年 9月16日就任
		令和3年 9月28日登記

	<u>会計監査人</u> EY新日本有限責任監査法人 <u>会計監査人</u> EY新日本有限責任監査法人 <u>会計監査人</u> EY新日本有限責任監査法人 <u>会計監査人</u> EY新日本有限責任監査法人	<small>令和3年9月16日重任</small> <small>令和3年9月28日登記</small> <small>令和4年9月16日重任</small> <small>令和4年9月30日登記</small> <small>令和5年9月19日重任</small> <small>令和5年10月2日登記</small> <small>令和6年9月19日重任</small> <small>令和6年10月1日登記</small>
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。	平成22年8月18日変更 平成22年8月30日登記
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額と法令が規定する額のいずれか高い額とする。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額と法令が規定する額のいずれか高い額とする。	平成27年9月17日変更 平成27年9月30日登記
新株予約権	<u>第1回新株予約権</u> <u>新株予約権の数</u> <u>1個</u> <u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</u> <u>本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数（以下「交付株式数」という。）は、以下の計算式に従って算定される株式数（単元未満株式については切り捨てる。）とする。</u>	$\text{交付株式数} = (1) \text{ 取得済株式数} - (2) \text{ 平均株価取得株式数}$ $(0 \text{ を下回る場合には、0株とする。})$ <p>(1) 「取得済株式数」とは、2022年8月4日に当社が実施する株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の自己株式立会外買付取引による自己株式の買付けに際して、当社が野村證券株式会社（以下「野村證券」という。）から買い付ける株式数と同数とする。ただし、平均株価算定期間（(2) (iii) に定義する。）中に調整事由等（平均株価等の調整）に定義する。）が発生した場合には、取得済株式</p>

数は、<平均株価等の調整>の規定に従って調整される。

- (2) 「平均株価取得株式数」とは、以下の計算式に従った計算の結果得られる株式数（一株未満については切り捨てる。）とする。

(i) 自己株式買付金額

平均株価取得株式数 =

(ii) 平均株価

- (i) 「自己株式買付金額」とは、2022年8月4日に当社が実施する東証の自己株式立会外買付取引による自己株式の買付けに際して、当社が野村證券に対して自己株式の買付金額として支払う金額と同額とする。

- (ii) 「平均株価」とは、平均株価算定期間の各取引日の東証が公表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の算術平均値（売買高加重平均価格（VWAP）が公表されない日は計算に含めない。）に99.9%を乗じて得られた金額（円位未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を切り捨てる。）とする。ただし、平均株価算定期間に調整事由等が発生した場合には、当社は、<平均株価等の調整>の規定に従い、平均株価を調整するものとする。

- (iii) 「平均株価算定期間」とは、2022年8月4日から行使日の前日までの期間をいう。ただし、平均株価の算定において、以下の①もしくは②の期間における取引日または③もしくは④に定める取引日は平均株価算定期間に含めないものとする。

①当社が、野村證券または野村證券の親会社の関係会社との間で元引受契約を締結して実施する株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の募集または売出しにおける、当該募集または売出しに係る価格等の条件決定期間の初日から申込期日までの期間

②野村證券または野村證券の親会社の関係会社が公開買付代理人となる当社普通株式に対する公開買付けが実施される場合における、当該公開買付け実施が公表された日の翌取引日から公開買付け終了日までの期間

③東証の取引参加者による取引行為を一般的に混乱または害する事由（以下④に定める事由を除く。）であると野村證券が判断した事由が生じた取引日（なお、野村證券が本③に定める事由の発生を了知した場合、本新株予約権に係る新株予約権者は、実務上可能な限り速やかに、当社に対して、その旨を通知するものとする。）

④東証の取引日において、売買高加重平均価格（VWAP）が公表されなかった取引日

<平均株価等の調整>

- (1) 平均株価算定期間に調整事由が発生した場合、平均株価は、以下の規定に従って調整された、平均株価算定期間に属する各日の売買高加重平均価格（VWAP）の算術平均値（売買高加重平均価格（VWAP）が公表されない日は計算に含めない。）に99.9%を乗じて得られた金額（円位未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を切り捨てる。）とする。

平均株価算定期間に調整事由が生じた場合、発生した調整事由に係る調整事由効力発生日（以下に定義する。）の前日以前の各日の当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）は、当該各日の売買高加重平均価格（VWAP）に、当該調整事由について調整割合計算式（以下に定義する。）に従って算出される調整割合を乗じた結果得られる金額（円位未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を切り捨てる。）に調整される。なお、平均株価算定期間に複数の調整事由が生じた場合、当社は、発生したすべての調整事由について、

発生した調整事由ごとに、関連する調整事由効力発生日の前日以前の各日の売買高加重平均価格（VWAP）に対して、上記の調整を行うものとし、ある日の売買高加重平均価格（VWAP）に対し複数回の調整が行われることがある。

「調整事由」とは、当社が当社普通株式の株式分割、株式併合もしくは無償割当てまたは当社普通株式を対価もしくは対象とする取得請求権付種類株式、取得条項付種類株式もしくは新株予約権の無償割当てのいずれかを行った場合をいう。

「調整事由効力発生日」とは、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行った場合には、当社普通株式の株式分割または株式併合のための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日の前日とし、基準日または効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日とする。）の1取引日前の日をいい、また、当社が当社普通株式の無償割当てまたは当社普通株式を対価もしくは対象とする取得請求権付種類株式、取得条項付種類株式もしくは新株予約権の無償割当てを行った場合には、当該無償割当ての効力発生日の前日（効力発生日の前日が取引日でない場合は、その直前の取引日とする。）の1取引日前の日をいい。ただし、当社普通株式の無償割当てまたは当社普通株式を対価もしくは対象とする取得請求権付種類株式、取得条項付種類株式もしくは新株予約権の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日（基準日が取引日でない場合は、その直前の取引日とする。）の1取引日前の日とする。

「調整割合」は、発生した調整事由ごとに、以下の計算式（以下「調整割合計算式」という。）に従って計算される。なお、調整割合計算式の分母における交付普通株式数の加算は、株式併合の場合には、株式併合により減少した株式数を減ずるものとし、当社普通株式を対価もしくは対象とする取得請求権付種類株式、取得条項付種類株式もしくは新株予約権の無償割当ての場合には、取得または行使により交付される株式数を加算するものとして読み替えるものとする。

既発行普通株式数

調整割合 =

既発行普通株式数 + 交付普通株式数

ただし、既発行普通株式数および交付普通株式数ともに、当社が保有する当社普通株式数および当社に交付される当社普通株式数を除く。

(2) 平均株価算定期間中に調整事由が発生した場合、基準株価（『新株予約権の行使の条件』に定義する。）は、当初の基準株価に対して、割当日の翌日以降行使日までに発生したすべての調整事由について、発生した調整事由ごとに、調整割合計算式に従って算出される調整割合を、順次すべて乗じた結果得られる金額（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に調整される。

(3) 平均株価算定期間中に調整事由が発生した場合、取得済株式数は、当初の取得済株式数に対して、割当日の翌日以降行使日までに発生したすべての調整事由について、発生した調整事由ごとに、調整割合計算式に従って算出される調整割合で、順次すべて除した結果得られる株式数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に調整される。

(4) 平均株価算定期間中に調整事由が発生した場合以外にも、次に掲げる場合（「調整事由」と併せて「調整事由等」という。）には、平均株価、基準株価および取得済株式数（以下「平均株価等」と総称する。）について必要な調整を行う。

	<p>(i) 調整事由に含まれない当社普通株式の発行または当社が保有する当社普通株式の処分（無償割当てによる場合を含む。）のために平均株価等の調整を必要とするとき。</p> <p>(ii) 資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸收分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために平均株価等の調整を必要とするとき。</p> <p>(iii) その他当社既発行普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により平均株価等の調整を必要とするとき。</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、1円とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 2022年9月30日から2023年2月1日までの期間とする。</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>(1) 本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使を行わないことを決定した場合には、新株予約権者はその旨を発行会社に速やかに通知するものとする。当該通知が行われた日以降、当該本新株予約権を行使することはできない。</p> <p>(3) 平均株価が2022年8月4日に当社が実施する東証の自己株式立会外買付取引における取引価格（「基準株価」といい、平均株価算定期間中に調整事由が発生した場合、『新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法』＜平均株価等の調整＞の規定に従って調整される。）と同額または基準株価を下回る場合には、本新株予約権を行使することはできない。</p>
	<p>令和4年8月18日発行</p> <p>-----</p> <p>令和4年8月25日登記</p>
	<p>令和5年2月1日新株予約権全部行使</p> <p>令和5年2月22日登記</p>
	<p>第2回新株予約権</p> <p>新株予約権の数 1個</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その数は、以下の計算式に従って算定される株式数とする。</p> <p>基準株式数 - 基準金額 ÷ 平均株価</p> <p>計算の結果生じる100株未満の端数は切り捨てることとし、0株を下回る場合には0株とする。</p> <p>上記算式において、以下の用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。</p> <p>「平均株価」とは、2023年8月22日（同日を含む。）から本新株予約権の行使請求の効力発生日（以下「行使請求日」という。）の直前取引日（同日を含む。）までの期間の各取引日（但し、除外市場混亂事由発生日を除く。）において株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が発表する当社普通株式の普通取引の</p>

売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の算術平均値に100%を乗じた価格をいう（小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）。

「基準株式数」とは、当社が2023年8月21日付で実施する東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（TOSTNET-3）による当社普通株式の買付け（以下「本自己株式取得（TOSTNET-3）」という。）において、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社（以下「割当先」という。）が売却した当社普通株式の数をいう。

「基準金額」とは、本自己株式取得（TOSTNET-3）において、割当先が売却した当社普通株式の売却額の合計をいう。

「除外市場混乱事由発生日」とは、当社普通株式に関する取引制限等が発生したために当該日におけるVWAPを平均株価の算出の基礎とすべきでないと割当先から申告がなされた日をいう。

- (2) 2023年8月23日（同日を含む。）から行使請求日の2取引日後の日（同日を含む。）までの期間中に当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）の基準日（基準日が設定されない場合は、効力発生日。）が設定された場合には、①基準株式数及び②平均株価を算出するに際して使用される当該株式分割等のための権利付最終取引日以前の各取引日におけるVWAPは、本新株予約権の行使に際して、それぞれ次の算式により調整される。但し、基準株式数に係る計算の結果生じる1株未満の端数は切り捨てることとし、調整後VWAPについては小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入することとする。

$$\text{調整後基準株式数} = \frac{\text{調整前基準株式数} \times \text{株式分割等の比率}}{\text{調整前VWAP}}$$

$$\text{調整後VWAP} = \frac{\text{調整後基準株式数}}{\text{株式分割等の比率}}$$

- (3) 上記第(2)号のほか、次に掲げる場合には、当社は、割当先と協議の上、その承認を得て、基準株式数及び平均株価を算出するに際して使用されるVWAPについて、合理的かつ必要な調整を行う。

①会社分割、株式交換、株式移転、株式交付又は合併のために調整を必要とするとき。

②株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行（無償割当てを含む。）、その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により調整を必要とするとき。

③これらの金額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整に際して、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

2023年12月1日から2024年8月15日までとする。

新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の一部行使はできない。

(2) 本新株予約権に係る新株予約権者が本新株予約権の行使を行わないことを当社に対して通知した場合、当該通知が行われた日以降、本新株予約権を使用することはできない。

茨城県土浦市富士崎一丁目16番2号
株式会社ジョイフル本田

		令和5年9月4日発行
		令和5年9月6日登記
	令和6年7月30日新株予約権全部行使	令和6年10月22日登記
吸収合併	令和6年10月31日埼玉県さいたま市北区宮原町一丁目344番地の2有限会社和工房を合併	令和6年11月5日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成22年8月18日設定 平成22年8月30日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成22年8月18日設定 平成22年8月30日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年12月24日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
(水戸地方法務局管轄)

令和7年1月10日
東京法務局杉並出張所
登記官

市川和人

